

指定障害福祉サービス事業者 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

介護給付費等の電子請求時におけるQ&Aの公表等について

日頃より札幌市の障がい福祉施策の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、介護給付費等の支払については、委託先である北海道国民健康保険団体連合会において、指定障害福祉サービス事業者（以下、「事業所」という。）が送信した請求情報について審査し、エラーの場合には返戻として情報を送付するとともに、請求の返戻を防止するために事前点検による仮審査を行っています。

事業所においては上記の内容に基づいて請求の取下げや再請求等を行っていただいておりますが、事業所から担当課に対して本件に係る問い合わせが多数寄せられているところです。

つきましては、下記のとおり、問い合わせフォームの設置やQ&A集の公表を実施しますので、御確認いただきますようお願いいたします。

記

1 問い合わせフォームの設置等について

(1) 問い合わせに係るスマート申請への移行について

請求エラー等に係る事業所の問い合わせについては、通知日以降、原則としてスマート申請にて受付することとする。なお、申請に当たっては後述のQ&A集を事前に確認すること。

<https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smart-apply/apply-procedure-alias/shogai-kokuhoren>

(2) Q&A集の公表について

主な問い合わせをまとめたQ&Aについて新たに作成したので参照すること。なお、内容を随時更新する可能性があることに留意すること。

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/documents/shogai-kokuhoren-qa.pdf>

2 同一日等の複数サービスの請求に対する対応について（予告）

札幌市では、同一日や同一時間帯の複数サービスの請求（重複請求）について、担当課の職員が当該事業所に対して個別に電話等により状況を確認し、誤った請求を行った事業所が二次審査の期間中に判明した場合に限り、問題ないと判断された請求を正常として支払いしている。しかし、請求件数は著しく増加しており、正しい請求についても重複請求により返戻等となってしまう事例も増えてきていることから、本件の見直しを検討している。（見直しを実施する場合は別に通知する予定である。）

重複請求とならないよう、各事業所においては事業所間の連携を図り、各利用者のサービス併用状況（実績記録票等）の共有を進めるなど事前確認を行うこと。

また、下記のような事例が特に散見されるため注意すること。

- ・複数の障害児通所支援間における同一日請求（欠席時対応加算を含む）
- ・複数の就労系サービス間における同一日請求
- ・就労系サービス、訪問系サービス間における時間重複

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
障がい福祉課給付管理係